

政令第 号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第四項（同法附則第二十一条第三項及び第二十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項並びに第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第一号ただし書並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第三項、第二十四条の六第二項及び第二十四条の二十第二項第一号ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者自立支援法施行令の一部改正）

第一条 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「であつて、その所有する現金及び預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。次項及び附則第十三条の二において同じ。）

の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの」及び「及び同条第三号」を削り、「とする」を「と、同条第三号中「もの 一万五千円」とあるのは「もの 零以上一万五千円以

下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする」に改め、同条第二項中「であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの」を削る。

附則第十三条の二中「であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの」を削る。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第二条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条の六第一項中「除く。次項」の下に「及び第五十条の八」を加え、「であつて、その所有する現金及び預貯金等(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。次項において同じ。)の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの(第五十条の八において「減免対象加齢児」という。)」及び「及び同条第三号」を削り、「とする」を「と、同条第三号中「もの 一万五千円」とあるのは「もの 零以上一万五千円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする」に改め、同条第二項

中「であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの」を削る。

第五十条の八中「減免対象加齢児」を「第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十歳以上入所加齢児」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等及び同令第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療（以下この条に

において「障害福祉サービス等」という。）について適用し、この政令の施行の日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三条 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

理由

障害者自立支援法の指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額について、軽減措置の対象となる者の資産に関する要件を廃止する等の必要があるからである。

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

一 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）（第一条関係）	1
二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（第二条関係）	4
三 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百二十五号） （附則第三条関係）	6

◎障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案
 新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）新旧対照表
 （第一条関係）

改正案	現行
<p>附則 （指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額の経過措置） 第十一条 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間、第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。以下この項において同じ。）のうち、指定障害者支援施設等若しくは旧法指定施設（法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。）に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者及び二十歳未満の者を除く。）、療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者を除く。）、共同生活介護若しくは共同生活援助に係る支給決定を受けた者又は自立訓練若しくは就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）（次項において「指定障害者支援施設等入所者等」と総称する。）の負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額は、第十七条及び第二十一条の規定にかかわらず、第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した</p>	<p>附則 （指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額の経過措置） 第十一条 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間、第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。以下この項において同じ。）のうち、指定障害者支援施設等若しくは旧法指定施設（法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。）に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者及び二十歳未満の者を除く。）、療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者を除く。）、共同生活介護若しくは共同生活援助に係る支給決定を受けた者又は自立訓練若しくは就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）（次項において「指定障害者支援施設等入所者等」と総称する。）であつて、その所有する現金及び預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。次項及び附則第十三条の二において同じ。）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基</p>

（傍線部分は改正部分）

額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同条第三号中「もの一万五千元」とあるのは「もの零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

2 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、次に掲げる支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等入所者等以外の者の負担上限月額は、第十七条の規定にかかわらず、同条第一項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一・二 (略)
3・4 (略)

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置)
第十三条の二 平成十八年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者(二十歳未満の者を除く。)の指定療養介護医療等に係る負

準額は、第十七条及び第二十一条の規定にかかわらず、第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号及び同条第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

2 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、次に掲げる支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等入所者等以外の者であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額は、第十七条の規定にかかわらず、同条第一項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一・二 (略)
3・4 (略)

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置)
第十三条の二 平成十八年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者(二十歳未満の者を除く。)であつて、その所有する現金及

担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

○児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）新旧対照表
 （第二条関係）

改正案	現行
<p>附則 第五十条の六 平成二十四年三月三十一日までの間、第二十七条の二 第一項第二号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、指定 知的障害児施設等に入所する加齢児（二十歳未満の者及び指定知的 障害児施設等に通う者を除く。次項及び第五十条の八において「二 十歳以上入所加齢児」という。）の障害児施設給付費に係る負担上 限月額及び高額障害児施設給付費算定基準額は、第二十七条の二及 び第二十七条の五の規定にかかわらず、第二十七条の二第一項第二 号及び第二十七条の五第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零 以上二万四千六百円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して 厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中 「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で加齢 児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定 した額」と、同条第三号中「もの 一万五千元」とあるのは「もの 零以上一万五千元以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して 厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。</p> <p>② 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、次 に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十歳以上入所加齢児以外の 者の障害児施設給付費に係る負担上限月額は、第二十七条の二の規 定にかかわらず、同条第一項第一号中「三万七千二百円」とあるの は「零以上三万七千二百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所</p>	<p>附則 第五十条の六 平成二十四年三月三十一日までの間、第二十七条の二 第一項第二号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、指定 知的障害児施設等に入所する加齢児（二十歳未満の者及び指定知的 障害児施設等に通う者を除く。次項において「二十歳以上入所加齢 児」という。）であつて、その所有する現金及び預貯金等（所得税 法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定す る預貯金等をいう。次項において同じ。）の合計額が少額であるこ とその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（第五十条の 八において「減免対象加齢児」という。）の障害児施設給付費に係 る負担上限月額及び高額障害児施設給付費算定基準額は、第二十七 条の二及び第二十七条の五の規定にかかわらず、第二十七条の二第 一項第二号及び第二十七条の五第二号中「二万四千六百円」とある のは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を 勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項 第三号及び同条第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五 千元以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で 定めるところにより算定した額」とする。</p> <p>② 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、次 に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十歳以上入所加齢児以外の 者であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額である ことその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの障害児施 設給付費に係る負担上限月額は、第二十七条の二の規定にかかわら</p>

（傍線部分は改正部分）

得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一・二 (略)

③・④ (略)

第五十条の八 平成二十四年三月三十一日までの間、第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十歳以上入所加齢児の障害児施設医療負担上限月額は、第二十七条の十一の規定にかかわらず、同条第一項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

ず、同条第一項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一・二 (略)

③・④ (略)

第五十条の八 平成二十四年三月三十一日までの間、減免対象加齢児の障害児施設医療負担上限月額は、第二十七条の十一の規定にかかわらず、同条第一項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

○郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百二十五号）
 （附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十二条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（児童福祉法施行令及び障害者自立支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十二条 旧郵便貯金は、第十条及び第九十五条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、預貯金等とみなす。</p> <p>一 児童福祉法施行令第五十条の六第一項及び第二項</p> <p>二 障害者自立支援法施行令附則第十一条第一項及び第二項並びに第十三条の二</p>